

滋賀県立大学付属図書館所蔵

西川吉輔直筆書状の翻刻と紹介（第一回）

〔明治初年の西川吉輔〕

武知正晃

西川吉輔直筆書状について

(一)

本史料紹介は、滋賀県立大学附属図書館に所蔵される西川伝右衛門家文書（目録上の文書名は「西川文書」）に含まれる「西川吉輔直筆書状」を翻刻し、適宜解説を加えたものである。

本史料紹介で取り上げる西川吉輔（一八一六―一八八〇）は、文化一三（一八一六）年に近江八幡の肥料・米穀商六代目西川善六の長男として生まれ、天保一三（一八四二）年に国学者大国隆正に入門、弘化四（一八四七）年に平田没後門人となり、近江の平田派門人のリーダー的な存在となる（宮地）。自宅に家塾「帰正館」を開き門人の指導にあたりると同時に、文久三（一八六三）年には京都等寺院の足利將軍木像梟首事件に関係するなど政治活動に参加し、親類預りの身となる。慶応三（一八六七）年に親類預りを解かれた後は、朝廷から金穀出納御用掛に任命される。その後は明治政府に出仕し、明治元（一八六八）年に皇学所御用掛、翌明治二（一八六九）年には大学少博士、明治三（一八七〇）年には宣教少博士に就任し、明治三年の閏一〇月から二月末までと、明治四（一八七一年）年二月から明治六（一八七三）年三月にかけて二度にわたり長崎において布教活動に従事する。明治六年、長崎から近江に戻った後は、滋

賀県日吉神社大宮司に就任し、滋賀県下神道事務分局長などを勤めながら明治一三（一八八〇）年に死去するまで滋賀県下における神道行政、神社制度の整備、布教活動に関わった。

この西川吉輔であるが、『国学者伝記集成』などの伝記本でも紹介され、大久保利謙による明治初年の大学校問題をめぐる研究や、藤井貞文の長崎における宣教活動を扱った研究などにその名前が登場する。しかし、西川吉輔に関する個別研究はそれほど多くなく、明治三七（一九〇四）年に刊行された最初の伝記本『西川吉輔』、昭和四六（一九七一）年に刊行された二冊目の伝記本『西川吉輔』の他、江頭恒治による個別研究があるに過ぎなかった。しかし、江頭の研究においても、論文のタイトルに「近江商人の変種」とあるように、西川の位置づけは近江商人研究の中においても例外的な存在にすぎないという評価であったといえよう。西川に関する研究が進まなかった原因のひとつが、研究の基本となる基礎史料の翻刻・紹介が遅れた点にある。また、西川思想を読み取れる体系的な著作が今だに発見されていない点も研究の進展に大きな影響を与えているといえよう。

このような状況が九〇年代に入り、少しずつではあるが変化の兆を見せ始めた。その嚆矢となったのが宮地正人による幕末・維新时期における風聞研究である（宮地）。滋賀大学経済学部附属史料館寄託の西川吉輔家文書に残る西川の残した風説留はかなり以前からその存在が

知られていた。しかし、残念ながらそれらの史料が有効に利用されてきたとはいいがたかった。宮地の研究によりこれらの史料に光が当てられ、近年刊行された『新修彦根市史』資料編近代一では、この風説留の一部が翻刻紹介されている。また、宮地の研究以外にも、幕末から維新期にかけての地域における由緒・歴史意識といった視点からの研究も行われるようになってきている（武知）。また、栗東歴史民俗博物館所蔵の里内文庫に含まれる西川吉輔書簡が翻刻されるなど基礎的な史料の翻刻も進み始めた。本史料紹介は、以上のような研究状況をさらに発展させることを目的とするものである。

(一)

西川吉輔に関する史料群の中でこれまでもっとも利用されてきたのが、滋賀大学経済学部附属史料館寄託の西川吉輔家文書である（以下本文では、滋賀大西川吉輔家文書と表記する）。これ以外には、近年翻刻紹介された栗東歴史民俗博物館所蔵里内文庫の中の「西川吉輔書簡」、彦根市立図書館に所蔵されるものなどが知られている。これらの史料群に対して、本史料紹介でとりあげる「西川吉輔直筆書状」は滋賀県立大学附属図書館所蔵の西川文書の中に含まれるものである（以下本文では、県大西川文書と表記する）。この県大西川文書は近江商人西川伝右衛門家の文書で、同家の文書は滋賀県立大学の他にも滋賀大学経済学部附属史料館、小樽市立博物館にも保管されている。しかし、目録で確認するかぎり附属史料館および小樽市立博物館の文書群には西川吉輔関連の史料は含まれていない。

西川伝右衛門家は、江戸時代初期から八幡に居住する商人で、越後への呉服・反物の持ち下り商いで成長し、寛文年間（一六六一―一六七三）

に松前に出店を開き、松前藩の御用商人となった。その後忍路に有望な漁場を見つけ場所請負商人として経営を展開していくことになる。県大西川文書の内容であるが、目録によると「金銭貸借」、「商用記録」、「慶弔記録」、「社寺関係」、「頼母子講」、「土地関係」、「家計」、「書籍」、「その他」、「後発見」という分類項目の他に、「書状1（西川善六家関係）」、「書状2（西川伝右衛門家関係）」、「西川吉輔（目録では吉輔直筆とも表記されている）」という分類項目が設けられている。書状の点数は、目録によると西川吉輔直筆書状が四〇八点、西川善六家関係の書状が五四四点とされている。西川吉輔直筆書状は、吉輔から彼の養子である八十二郎吉武に宛ててされたものが大半である。八十二郎吉武は天保一四（一八四三）年に野洲郡羽田村の久保源治の二男として生まれ、慶應二年に吉輔の四女幸（後に佐智と改名）と結婚し婿養子となる。しかし、家業の方がかんばしくなく函館に赴き裁判所に勤務するが、明治九年九月にわずか三五歳で死去する。八十二郎吉武以外の書状としては、西川が大宮司の地位にあつた日吉神社の関係者宛のもの、近江商人の岡田小八郎宛のものなどが含まれるが量的には多くはない。

西川善六家関係の書状は大半が西川吉輔宛の書状で、幕末から明治にかけてのものである。平田鏗胤、角田忠行、羽田野敬雄、権田直助、長尾郁三郎など西川と親交のあつた国学者や京都の池村久兵衛、西川の門人で後に明治政府の神道行政にも関わる田中知邦からの書状などが含まれている。

県大西川文書に西川吉輔関係の史料が残った理由であるが、西川伝右衛門家は西川善六家から見て本家筋にあたり、西川吉輔の母親早子は西川伝右衛門家から善六家に嫁いだ人物であった。また西川吉輔の養子吉武の次男吉之輔（吉輔から見て孫）が後に西川貞二郎の長女と婚姻し西川伝右衛門家を継ぐことになる。そのため、西川の死後関係史料が伝右

衛門家に残ったものと思われる。しかし、県立大学に残る西川伝右衛門家文書と付属史料館に残る西川伝右衛門家文書が何時の段階で別れたのかなど、史料の伝来については不明な点も少くない。県大西川文書に残る西川吉輔関係の史料の伝来については今後も検討を続ける必要がある。

(三)

西川吉輔に関する史料は前述したように複数の文書群に分散している。したがって利用にあたっては相互の文書群の比較・検討を行う必要がある。滋賀大西川吉輔家文書には前述したようにまとまった風説留が残されている。この風説留は西川の元にもたらされた書状類の内容を西川が抜粋したものである。本史料紹介で紹介した書状の中にも滋賀大西川吉輔家文書に残る風説留の元になったものが含まれている。これらの史料の比較・検討を行い、若干の考察をしたい。

本史料紹介であつかう書状のうち、書状・の三点は滋賀大西川吉輔家文書に含まれる「見聞雑記」(学芸一五)に書き写されている。しかし「見聞雑記」にはそのまま筆写されているのではなく、抜粋されて筆写されている。まず両者の差異を確認しておきたい。それぞれの書状であるが、元の書状に書かれている内容のうち、以下の部分が省略されている。

書状

「追々諸藩ヨリ入門有之」から「仙台公ノ口上也」まで

「一、此頃八公議所之議論」から最後まで

書状

書状冒頭から「第一等之不思議二御座候」まで

「一、去六月下旬越後三條」から「朝鮮も弥独立自立の国ト相成候由」まで

「一、此比大学校之規則」から「何共相分り不申候」まで

「右之段得貴意」から最後まで

書状

「去ル四日御用品二付」から「右之次第」まで

「積、途中迄見送ルコト」から最後まで

以上のような抜粋のされ方をみると、私的な内容に関する記述については省略される傾向にあるといえる。しかし省略されている部分がすべて私的な内容かといえばそうではない。書状では、公議所の情勢、書状では、大学校規則についての記述、新潟三條方面の社会情勢、書状では、西川が東京で昇進していくことへの不満の存在、辞職の決意などが省略されている。また、書状では、海外情報について、中国の動きは省略されていないが、なぜか朝鮮に関する情報が省略されている。

歴史史料の扱いの原則に立てば、これらの書状は一次史料であり、それを書き写した風説留はいわゆる編纂物といった扱いになる。いわゆる風聞研究では、ある主体が情報を収集し、それを取捨・選択し風説留を作成する行為自体を主体の政治的能力のパロメーターとして理解する。このような理解にたつことにより、本来は編纂物である風説留に新しい史料的な価値をくわえようとしたのが風聞研究の成果の一つであった。このような立場に立つならば、ある主体が情報を取捨・選択し風説留を編纂する行為の基準がどのようなものかといった点が重要になる。このような視点にたつて、「見聞雑記」と書状との差異に着目すると、た

たとえば大 학교問題についていえば、書状の書かれた明治二年七月の段階よりも、書状の書かれた明治二年九月の時期の方が、状況も切迫しており西川がこの問題を重要視していたといえよう。しかし、書状では新潟三条方面の状況が省略されているが、この情報を西川は重要視していなかったであろうか。また、朝鮮の動向が省略されていることをそのまま朝鮮への蔑視と見てよいのか、などその抜粋の基準については不明確な部分もある。いずれにせよ、県大西川文書に残る西川の直筆書状と滋賀大西川吉輔家文書との比較・検討は今後の課題であり、両者の比較・検討を通じて両文書群の持つ史料的な価値があらためて理解されることになるであろう。

(四)

次に県大西川文書中に残る西川吉輔関係の書状を時期区分し、大まかな概要をまとめてみたい。

- (1) 幕末期の書状
- (2) 明治初年ころの書状
- (3) 長崎への出張時代の書状
- (4) 近江への帰郷から亡くなるまでの時期の書状

(1)の幕末期の書状であるが、幕末の政治情勢にまつわる書状などが含まれる。これらの書状は滋賀大西川吉輔家文書に残る風説留の元となったものと思われる。ただし、政治情報の伝達という史料の性格の故に差し出しや日付がないものが多く、その伝達経路を明らかにすることは困難である。国学者からもたらされた書状の中には幕末段階の書状と

思われるのが多い。しかし、量的には大量というほどではない。この点についてであるが、『国学者伝記集成』の西川吉輔の記述には、西川が死の直前に同志からの来簡の類を棺に入れるように遺言したというエピソードが記されている。滋賀大西川吉輔家文書には書状の類はそれほど多くは残されていない。西川の残した風説留に記されている情報量と残されている書状の量を比較するとかなりの数の書状が失われているものと思われる。このように考えると『国学者伝記集成』のエピソードはかなり信憑性の高いものであり、逆に県大西川文書に残る国学者の書状類はその存在が極めて貴重なものといえよう。

(2)は明治初年にかけて、西川がいわゆる大 학교問題・神道国教化政策などに関わっていた時期のものである。この時期については、大久保利謙、宮地正人、阪本是丸、羽賀祥二などによる研究蓄積があるため、書状の年代比定、書状の書かれた文脈の把握などは比較的容易に行うことができる。この問題については、二〇〇四年に国立歴史民俗博物館で開催された特別企画「明治維新と平田国学」でも取り上げられている。この特別企画では平田神社に伝わる文書が初めて公開されたが、この平田家資料の中にも西川筆の文書が含まれており、今後は平田神社に残る文書との照合と検討が課題となる。

(3)は、西川が長崎で布教活動を行っていた時期のものである。西川は明治三年の後半と、明治四年後半から明治六年の前半まで二度にわたって長崎に派遣され布教活動に携わる(藤井、武知)。県大西川文書に残された書状類は二度目の長崎派遣中の明治五年のものが中心である。内容は、長崎での布教活動の実態と問題点、長崎で西川が得た海外情報、本願寺など仏教勢力の動き、西川の布教への考えなど多岐にわたる。また西川が長崎にいた明治五年に教部省が設置され明治政府の宗教政策が大きく変容していくが、その動きを布教の最前線にいた西川が

どのように見ていたのかが伺われて興味深いものである。

(4) は西川の晩年の書状が中心となる。明治六年に西川は近江にもどり、明治一三年に死去するまで一貫して滋賀県の神道行政に携わることとなる。この時期の書状が量的にも一番多く、年代比定も困難なものが多い。この時期の書状は栗東歴史民俗博物館所蔵里内文庫の「西川吉輔書簡」と時期的に重なることになる。しかし量的には里内文庫のものを遙かにうわまわる量が残されており、滋賀大西川吉輔家文書に残る明治期の日記と照合を行うことにより、この時期の西川自身の動向、滋賀県における神道行政の実態を明らかにすることができよう。また、幕末国学と呼ばれる研究分野においても、いわゆる明治初年の「平田派の没落」以降の各国学者の動向に関わる研究は藤井貞文の『明治国学発生史の研究』の他はまとまった研究は多くない。二〇〇四年、国立歴史民俗博物館において「明治維新と平田国学」展が開催された。この展示は従来までの「天皇制の成立」という文脈により理解されがちであった平田派国学を多様な視点から捉えなおしたものであった。幕末国学に関する資料公開の動きはこれだけでなく、近世社会文書研究会による史料の翻刻と紹介(相馬地方における平田鏗胤書簡 解題と翻刻)、長年三河地方の国学研究をおこなってこられた田崎哲郎による史料発掘の成果をまとめた『三河地方知識人資料』の刊行など、新史料の発掘と紹介が各方面で進められている。また、國學院大学においては、21世紀COEプログラム「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」が進められ、多くの成果が発表されている。県大西川文書に残る書状類も幕末・維新期の平田派国学者の動向を検討する上で極めて貴重なものであり、このような意味でも本史料紹介の意義は大きなものであるといえよう。

以上の概要は、あくまでも幕末・維新期の国学研究、明治初年の神道行政といった文脈からのものである。別の視点により県大西川文書の利

用価値はさらに高まるものと思われる。たとえば、西川の書状にはしばしば近江商人たちが登場するが、彼らがいかに西川の活動を支えていたのか、西川の側からいえば近江商人の持つ財力やネットワークをいかに利用していたのかといった側面を伺い知ることができる。幕末・維新期の近江商人研究としても多くの情報を提供してくれるものと思われる。また、これら西川の書状は養子の吉武宛に出されたもので完全な私的文書である。したがって、私的文書であるが故に逆に西川の本心が吐露されていると見てよく、書状の端々に西川の「人間」性とも表現すべき一面をかいま見ることができる。

今後の史料紹介の計画であるが、すべての書状を翻刻紹介することは紙面および時間的な問題からも不可能であるので、内容により以下のような項目をたて順次翻刻紹介を行っていくことを考えている。

明治初年の西川吉輔(今回)

明治四年の西川吉輔

長崎時代の西川吉輔

近江における平田関係書籍の流通

近江帰郷後の西川吉輔

西川家の事など

以上の項目は現時点での予定である。また項目によっては書状の数の関係で数回に分けて紹介することになる。今回は第一回目として明治初年の大学校問題、神道行政、平田派国学の動向に関する書状のうち一六点を選んで紹介する。今回紹介しきれなかった書状については後日別の機会を設けて紹介したい。

史料解題

書状 明治二年二月一五日付（吉輔直筆一〇二 通番七六一）

大半が個人的な内容の書状であるが、平田鏡胤東下の記事があるので、年代は明治二年と確定する。この平田の東下と西川との関わりについては、先行研究でも指摘されており、平田に東下を促した動きの背後には福羽美静があり、西川が福羽の意を受けて平田に東下を促したようにいわれている（宮地 八一頁、阪本二四六頁）。この西川の記述をみるかぎり二月一五日の段階でも平田鏡胤が東下について熟慮していることが述べられている。西川は「此事八内密」と述べているようにかなり伏せなければならぬ情報を手入している点を考えると、西川が平田の東下に一枚かんでいた事は間違いないのであろう。書状でも紹介するが、東下後、西川は平田のピンチヒッターとして禁中で侍講を務めており、西川と平田鏡胤との関係は良好なものであったとみてよいだろう。

書状 明治二年六月一六日付（吉輔直筆一七五 通番八二五）

この書状では、禁中での西川の講義、拝領の菓子を近江八幡に送る件、禁中での平田学の盛んなさま、近江の多賀大社の変革、大学校規則の不備、などについて述べられている。

この書状では西川が平田のピンチヒッターとして侍講を勤めたことが記されている。明治三七年に書かれた伝記本に掲載され、後に大久保が引用した五月二八日付の西川の書状に「平田は高年の上毎度の侍講も太儀に被為思食候事のみならず実に恐れも有之、何分至急の大事件に付当惑の処其方下向の事故、其方より御近習の堂上へ句読を授け申右御

近習より御上へ御素読可申上様」とあることから、書状はこの五月二八日付書状の後に書かれたものと思われる。平田鏡胤のピンチヒッターを務めていることから、西川の学問的な力量が認められていたことが伺えよう。この書状中には西洋化の流れの中で平田学が禁中だけでなく諸藩にまで広まりつつある点、平田の書物が広く売れている点などが述べられている。また、この書状には、西川に対する誹謗・中傷が絶えなかつたことが述べられているが、これが誰によるものなのか具体的には述べられていない。大学校問題については、規則が未だ未整備ながらも、秋には帰京できるであろうと述べており、かなり楽観的な見方をしている。この書状では西川が天皇から拝領した菓子を遠く近江八幡まで送る届けの話が述べられている。幸代（後に米あるいは与根と改名）は、この年の三月に生まれた西川の孫で、後に西川権兵衛家へ養女にだされる。書状の末尾でも孫の顔を早く見たいと祖父としての心情を述べている。おそらく彼の人生の中でもこの時期が公私ともに一番晴れがましい時期であったのであろう。

書状 明治二年七月三日付（吉輔直筆一八〇 通番八三〇）

書状 明治二年七月六日付（吉輔直筆一八一 通番八三一）

書状 ・ には英国王子の来日、大学校規則についての記述があることから明治二年と年代比定した。この書状中には西川の対外觀が伺える。英国王子に対する処遇への不満、朝鮮・中国の欧米列強への自立の動きを引き合いにだし、日本も攘夷の本意を達すべしと述べている。また、書状では、越後三条の政府の倉庫焼失を放火と認識し、旧幕府や仙台・会津などの不満分子の行動を危険視している。

大学校問題についての記述があるが、この年の六月一五日に明治政府

から学校制度に関する達がだされ（大久保『明治維新と教育』二〇三頁）、いよいよ明治政府による「教学綱領」とでもいうべきものが明らかとなる。それ以前にあつた皇学所内の国学派は学校の開設場所を京都と主張し、また学問内容の問題からも漢学派との対立が激しくなる。この年の七月一八日に東・西両学校掛の合同会議が開かれ、漢学派・国学派の対立がますます鮮明となる（大久保一九七頁）。書状・はこの時期に書かれたものである。西川は規則が成立すれば自分の職務も遠からず終わると見通しを述べており、かなり楽観的な見通しにたつていっているように受け取れる。さらに明治政府の制度が復古の形態を取るか否かとその成り行きを注視しており、「復古」を待ちわびる西川の心情を伺いしることができる。

書状 は、書状 の三日後のもので、大学校問題についての取り調べ、英国王子の来日に対する西川の対外観、草莽の志士への誹謗の存在、下野の決意、家業尊重、学問観などが述べられている。英国王子への対応については、その対応の仕方が国王なみであるという批判があることを紹介し、西川は明治政府のこのような対応を屈辱的なものと捉え、怒りをあらわにしている。大学校問題については、「御規則立替候上八、速二辞表ヲ奉り可申候」と、書状 と同様の考えを述べている。さらに書状 と同じように、自分に対する誹謗・中傷の存在について述べており、西川にとり東京という場所は必ずしも居心地のいい場所ではなかったようである。書状中にも、「何分帰西之念願相止三不申」とあり京都へもどることを羨望している。

書状 明治二年九月一三日付（吉輔直筆二二〇 通番八六〇番）

書状 明治二年（吉輔直筆三二〇 通番九六〇）

書状 では、明治二年の浅間山噴火、松平春嶽の大学校別当への就任、大学校事件、自分への誹謗・中傷の存在と帰京の決意、祖先祭祀、仏事について、などが述べられている。さて、この書状では大学校関係の記事が重要となる。書状中に登場する松平春嶽は、越前藩主松平慶永である。彼は、明治二年の官制改革で大学別当に就任する（大久保二七一頁）。松平が直面した問題が漢学派・国学派の対立である。松平は、基本的に漢学派側にたち、国学派の活動を沈静化させる方向にたつが（大久保二七三頁）、西川は松平が国学学習への意欲を見せていると評価する一方で、「乍然老狐狸油断八決而不相成ト申居候」と、松平の姿勢には疑問を呈している。九月八日の「大学校之事件」とは、もちろん漢学派・国学派の対立のことで（大久保二七四～二七五頁）、具体的には大学校の人事をめぐる問題と、皇学と漢学との合併をめぐる議論である。ちなみにこの時の規則は国学側を中心とする合併案（漢学の素読廃止など）であった。この議論は九月一七日の集議院で議論されるが、そこでの意見はほとんどが合併案への反対であつたとされ、合併案は立ち消えとなる（大久保二八〇～二八六頁）。これに対して、国学側は九月に大学校別当に対して抗議文をおくる（大久保二八七頁）。この抗議文には西川も名前を連ねている。書状中に出る「秋月」は大学職員で、判官事大監の地位にあつた高鍋藩主秋月種樹、「仙石」は少監の地位にあつた出石藩主仙石政固。「老師」はもちろん平田鏗胤で、西川はこの議論の勝敗の行方は神慮のみが知るとしている。西川自身はこのような状況の中で、「上京之上八速々強而辞職可仕覚悟二罷在候」と述べている。この上京とは、八月二九日に決定した京都大学校の御用に関する京都への出張のことをさす。書状にも見えるように強い辞職の意志を抱いており、一連の学校問題や書状・にもある西川らに対する誹謗・中傷の存在が西川の辞職の決意に大きな影響を与えていたものと推測される。

書状後半では西川が祖先祭祀の問題について触れている。ここで注目されるのは「霊祭・仏事も相嘗申度候」とあり、「仏事」の実行を否定しておらず彼の先祖供養に対する考えを知る上で興味深い。

書状 は日付の部分を欠いているが、浅間山噴火の記事があるので明治二年としこの位置に置いた。明治天皇の勅使が浅間山に赴くと鳴動が鳴りやんだなどの逸話、さらに佐渡金山からふたたび金がでるようになったなどの話を記し、西川はこれらを「昇平ノ御世」の兆しと解釈している。

書状 明治二年二月一日付（吉輔直筆二七三 通番九三三）

西川は明治二年八月二十九日に京都大学校創立にともなう御用のため京都への出張が命じられる。この書状は京都に戻った後、京都で御用をこなし京都岡崎の菰野藩邸に帰邸した直後の書状と思われる。書状中にある「岡崎薦野御屋舗」とは、菰野藩の京都屋敷をさす。菰野藩は三重県菰野に藩庁を置く小藩で、近江国栗太郡に一万二〇〇〇石領地を持っていた。西川がこの菰野藩との関係をどこで持ったのかは不明だが、西川は菰野に湯治に行くなどしている。

この書状の内容は大学校問題などの公的な話は一切なく、すべて内輪の話である。書状の中では金札三百両の記事が目を引き、この記事からも近江商人の経済的な力が西川の活動を陰で支えてきたことが伺える。また、この書状では帰宅後「所労」を理由に参朝を断っていたところ、体調をととのえて参朝せよと命令があつたが、再度その申し出を断つたことが述べられている。書状 で辞職の決意や自身への誹謗の存在について述べているが、このような要因がこの時期の西川の心境に大きな影響を与えたものと思われる。

書状 明治二年二月二十五日付（吉輔直筆四二 通番六九二）

書状中に「東京学校御開キ」とあり、ここでいう「学校御開キ」とは、明治二年二月四日の大学、大学南校、大学東校などの一連の学校開校をさすものと思われるので明治二年と年代比定した。書状中に見える矢野茂太郎は大洲出身の国学者矢野玄道（一八二三～一八八七）。矢野は安政年間に近江国水口に居住し、地元知識人らと交流をもつたことがあり、西川の残した風説留にも名前が登場する。この矢野については「即刻出張相勤候様被仰附」とあるように、再三東下の命令が出されていたが、京都に大学校を開校することを主張する矢野はその申し出を拒否していた。しかし、翌年明治三年二月にはついに東下することになる（阪本二三六 二三九頁）。権田直助（一八〇九～一八八七）は武蔵出身の平田門である。彼は尊皇攘夷運動が高揚した元治元年ころに京都に上洛しており、西川の残した風説留には彼の書状が書き留められている。飯田守人は信州高島藩士で平田門の飯田武郷（一八二七～一九〇〇）。明治元年二月一日に皇学所御用掛に就任している。西川はこのような各地の動きについて、「行末相頼母敷」と、将来に明るい展望を見いだしている。

書状 明治二年二月二十八日付（吉輔直筆二八七 通番九三七）

後書に「東西大学校大議論」とあることから明治二年と年代比定した。内容はほとんどが私的な内容であり、年明けに八幡を訪問すること、衣類一式を孫の幸代に送ることなどが述べられている。後書の部分では、大学校問題が切迫していることが述べられている。書状 で矢野の東下が

問題とされているが、明治政府の方針は京都の大学校を廃止する方向で進んでいた。西川は年明けに東下する一隊に対して「皇学浮沈此一挙二アリ」と述べており、西川自身も京都の大学校をめぐる問題が山場を迎えつつあることを認識していたことが伺える。

書状 明治三年三月五日付（吉輔直筆一三〇 通番七八〇番）

書状 明治三年三月一〇日付（吉輔直筆一三二 通番七八二）

書状 明治三年三月二七日付（吉輔直筆一三七 通番七七七）

書状 は「去冬下岡崎へ菰野邸」へ引越しとあることから、明治三年の書状と年代比定した。宛先の外務大丞閣下とは島原藩士で国学者の丸山作楽（一八四〇～一八九九）。丸山は前年の明治二年八月一日に外務大丞に就任している。この丸山作楽との関係は明治初年の西川の動きを考える上で興味深いものがある。丸山は慶応四（一八六八）年閏四月に沢宣嘉により御召雇士として長崎裁判所に招かれ、同年五月には長崎の広運館本学局督学兼教授となり、長崎で活躍する。明治三年の後半に西川自身が長崎に派遣されることを考えると、西川の長崎行きにも何らかの影響を与えたのであろうか。

この書状の中では、春から伊勢の菰野温泉に湯治に行くも、なかなか全快しない自身の健康状態を理由に辞職の決意を述べている。しかし、書状中には「不相替蒙御心命度奉希候」と仕事への熱意は失ってはいない。また辞職後は、ふたたび東行することをほのめかしており、その節の援助を希望している。

この書状中には京都・大坂の当時の情勢について述べられており、京都の衰退・脱藩藩士の不穏な動き、中国からの米・大豆の輸入への不満、物価の騰貴などが述べられている。また、書状末尾で述べられている

「大村関係之人々」は明治二年九月四日の大村益次郎暗殺事件、「横井関係ノ諸人」は明治二年一月五日の横井小楠暗殺事件をさし、「中氏・塩川・金本」は、それぞれ横井小楠暗殺事件に共謀したといわれる人々で、「中氏」は和泉国岸和田の国学者中瑞雲齋、「塩川」は武蔵国賀美郡青阪神社神主塩川広平、「金本」は出雲国神門郡八幡宮神主金本顕威である。

書状 から五日後に書かれたのが書状。この書状には西川の辞職の理由がさらに詳しく述べられている。この書状にある「同伴東行」とは、書状の「中山公子ヲ同伴御本殿へ御返シ」を指すものと思われる。書状の「一位公」は公家の中山忠能。中山家と西川との関係は幕末からのもので、西川の門人大口祀善は中山家諸太夫大口甲斐守の養子となり、京都の情報をも西川に伝達する重要な役割をはたしていた（宮地）。慶應三年に西川が金穀出納御用掛に就任する際にもこの中山の推挙があったとされ、書状によると、西川の辞職およびその後の東行は中山忠能の強い希望が最大の理由であったと思われる。当時西川は京都での勤務を命じられており、現状では京都での勤務と中山の申し出は両立しがたく、中山の申し出を達成すべく辞職を決意したとしている。しかし、西川の辞職の申し出に対して当時の留守政府は拒否し、太政官への直接交渉や種々の周旋によりようやく辞職が認められたとしている。ちなみにこの時の西川の辞職について、明治三年二月二三日付の平田延胤から平田鐵胤夫妻宛の書状では、「西川事近日辞表云々、中山、松丸殿之事云々、右は何様之次第第二御座候哉、更ニ相心得不申」とあり（『国立歴史民俗博物館研究報告集』一三二集）、さらに明治三年三月一三日付平田延胤から平田鐵胤夫妻宛の書状では、「過日福羽之笑話」此節或方にて噂二平田之老先生が辞表を御出候は格別御老年之事故左もあるべく西川が辞表八不思議なりと申候由、同人之事は被仰下候通り小野と打合せも有之候由二御座候」と（同前）、述べられている。この記述によれば、平田

鐵胤も福羽美静も西川の辞職についてはくわしい情報を得ていなかったことが伺える。ちなみに「小野」とは宣教権判官を勤めた小野述信のことである。延胤は西川の辞職の理由を小野述信との関係が原因と考えていたようであるが、すくなくとも西川の書状を見る限りこの時の辞職と小野との関係はなさそうである。

書状 は三月後半のもの。これも辞職の話がメインとなっている。この書状では辞職を願ひ出て、それがようやく受理されたことを記している。翌月の四月中旬までに東行の準備をする予定、その際東行が公になると同伴を希望する者が増えるので東行を伏せておくようになどと記されている。

さて、この西川の辞職とその後の東行をめぐる問題であるが、栗東歴史民俗博物館所蔵里内文庫に残る「西川吉輔書簡」中に関連する書状が含まれている。「史料翻刻 西川吉輔書簡(一)」で紹介されている卷子4と、「史料翻刻 西川吉輔書簡(二)」で紹介されている遺墨5・6・7の書簡である。これらの書簡はそれぞれ、卷子4は明治四年、遺墨5・6・7はいずれも明治九年と年代比定されている。これらの書簡のうち、遺墨5については、書簡中に「老僕事昨一五日当地大学校ヨリ御沙汰有之、願之通免職官位返上被聞食大慶冥加至極」とあり、京都の大学校が閉校となる前であり、西川が大学少博士を辞職する話があるので、この遺墨5は内容から明らかに明治三年と年代比定される。卷子4については、明治四年と年代比定がなされているが、書簡中に「一、松風殿御帰殿之事、直二本殿へ同伴と申事二八聊難被致次第も有之、右二付差申二御座候、東京へ罷出候上居所之儀菰野も刈屋も承知アリ」とあることから、この話は書状・・・にでる中山忠能依頼の件を指すものであり、この卷子4は明治三年と年代比定される。遺墨6・7は、差し出しがそれぞれ、「岡岬 吉介」とされている。この「岡岬」とは、書状

にでる京都岡崎にあった菰野藩邸をさすものと思われる。また遺墨6には、「老僕宿所之事、例ノ疎忽之節中山家へ相尋候処、刈谷邸中二可然方有之候はと今般頼ニ遣候まつ御見合被下度候、松風殿御下向之事は一位様ヨリ御返答次第二可仕候」とあり、これも中山能忠からの依頼に関わる内容であり、遺墨6も明治三年と年代比定すべきものである。遺墨7についても、差し出しの「岡岬」という表記と、書簡冒頭にある「辻村事件」→田中知邦の実家辻村田中家にいる両親の処遇をめぐる問題との関係を考慮するならば、この書簡は明治九年ではなく卷子4と同じく明治三年と年代比定する方が妥当なように思われる。以上の点を整理すると次のようになる。

- 遺墨5 明治三年三月一六日
- 遺墨6 明治三年三月二七日
- 卷子4 明治三年五月七日
- 遺墨7 明治三年五月二七日

遺墨5が、書状の六日後に出されたもの、遺墨6が書状と同日に出されたものとなる。遺墨5は「依之乍病体松風殿・弥兵衛出途来月中旬比二も相成可申歟、宜御助力所希候」と辞職後の東行に際して、田中知邦に援助を希望した書状、遺墨6も東行後の宿舎の問題について触れたものと思われる。そして卷子4であるが、「一、松風殿御帰殿之事、直二本殿へ同伴と申事二八聊難被致次第」とあり、この記述によると東行計画は延期されたようである。明治三年六月二六日付書状(吉輔直筆六五、通番七一五、今回は未翻刻)によると、六月二四日に東京に到着している。

書状の尚書では、自分の娘幸、孫の幸代の名前が中宮の名前と字が

重なるので、それぞれ佐智、米と改名するようにと述べている。また、書状 冒頭の文屋氏とは近江国の押立神社の神主を勤めた家である。慶応三年に西川を介して平田門に入門している。

書状 明治三年八月二日付（吉輔直筆五五 通番七〇五）

書状 明治三年八月一〇日付（吉輔直筆一九一 通番八四一）

書状 明治三年九月二日付（吉輔直筆二二五 通番八六五）

書状 は、日付が八月二日となっている。この書状には「黄泉国論争」の記事について記述されていることから、明治三年八月二日と年代比定される。常世長胤の『神教組織物語』（『宗教と国家』）によると、「此頃渡辺玄包夜見国八地胎ニアルノ一書ヲ認テ、宣教使中ニ回議シタルヲ以テ西川吉輔始メ検印セシ事アリ。同八月一日。平田家ニ同門ノ会議アル由、昨日披露アルニ応ジテ推参シタルニ、矢野玄道、権田直助、角田忠行、師岡正胤、井上頼園、丸山作楽等臨席也。西川吉輔、渡辺玄包ニハ既ク悟リケル力不参ナリ」とあり、西川が渡辺玄包と同類とくくられている。すでに知られているとおり、常世の『神教組織物語』は、明治政府内で主流となる福羽一派に対する「恨み節」の書であり史料批判を要するものであり、この一文でも西川らが事態を察知して故意に会議を欠席したとされている。西川自身はこの論争について「長州渡辺と老僕同論」と黄泉国論争については渡辺の論と同意見であると告白している。しかし、書状 で西川はこの時の欠席の理由を姉の死にともなう「忌中」のためであるとしており、常世の述べるような意図的な欠席ではないとしている。また、この会議について「於平田邸大暴論相発疎忽之取計有之、依テ辞職之表差出候輩数人有之」とし、「余波来り於宅議論最中ニ御座候」「心痛嘆息」と、この件のもたらした波紋について複雑な心境

を述べている。この書状の中で黄泉国について西川が自身の考えを簡略に述べているが、この時期の国学者の思想状況を知る上でも興味深い。この時期は、宣教使の設置にともない国民教導のための教化の基準が模索されはじめた時期であった。この教化の基準をめぐる神觀念や神秩序をめぐる国学者間で多くの論争が巻き起こるが、その代表的な論争がこの黄泉国論争であった。

さて、この時の黄泉国論争前後の時期について、二〇〇四年に国立歴史民俗博物館で開催された「明治維新と平田国学展」の展示図録に關係する書状の写真が掲載されている。明治三年八月九日付と明治三年八月一三日付平田延胤から鐵胤宛書状である。これらの書状については、二〇〇五年に刊行された研究報告書『平田国学の再検討（一）』に全文が翻刻紹介されている。これらの翻刻紹介から西川に関わる記述を紹介しよう。

明治三年八月九日付書状

一 相替候儀も無之候へ共、先便奉申上候泉ノ論ニ付、西川始誤り之口上は有之、先ツ相済候姿ニ候へ共、所在之儀ははまだ相決シ不申、先ツ当分は不定にて差置候方宜敷旨、福羽も申候、就て八埒明不申、其余如何之事も有之、何分同門も頼もしからず候ニ付、辞職可仕旨、矢野・権田・丸山等へ及相談候処、いづれも頻ニ差留

明治三年八月一三日付書状

扱私進退之事、皆々大心配いたし吳申候、尤矢野・権田・丸山・米川・諸岡・三輪田・奥・井上等八別段之心配にて、又々当十一日皆々

私方へ集会いたし呉、早朝より夜二入五ツ頃一同右は打寄一応相談之上、丸山と三輪田と福羽へ参り、日暮二私方へ帰り、夫より又相談有之、右之次第、実二右之人々学事之為には懇切とも何とも可申様無之候、右は畢竟福羽・西川などの異論不義を怒り候より出て、其序を以、以後学事之大基礎を相定度との相談に御座候、其結局八、表向八福羽を説得いたし、大学之事二骨折らせ候都合二相成申候

(中略)

一西川始怠状差出し申候、右は私は先ツ関係せず、矢野・権田以下より申談じ

真柱様御霊前へ怠状差出候訣二御座候、しかし西川は彼是不平を申居、渡辺八一応帰国二付怠状も不差出、何とも怪敷事二御座候、渡辺も存外二御座候へ共、西川は実以不相濟、全ク裏切同様之始末二て、切齒之至二御座候、右西川怠状八差出候へども、猶地胎説を申張居候様子二御座候 (傍線は筆者)

以上の書状のうち八月九日付の書状は、書状の後に出された物、八月一三日付書状が書状の後に出された物である。これらの平田延胤の書状によると、西川が黄泉国地胎説を主張したことについて詫び状をいれたが、黄泉国論争については未だ結論にいたらず、延胤自身も辞職を決意したが反対されたこと、矢野・権田などの連中が延胤のもとに集まってくるが、彼らが福羽と西川の「異論不義」について極めて批判的であつたこと、とりわけ西川については、傍線部にみられるように痛烈な批判を行つていたことが述べられている。

このような西川への批判に対して、書状にもあるように、西川が平田一門の会議に欠席した原因はあくまでも「忌中」という理由があつてのことであり、西川からみて平田連の怒りは理解の範囲を超えたも

のであつた。書状の中で、西川は「為国家一家の学風を主張致し候て八、却而国家の御不為と申相成申候、嘆ケ敷奉存候、一朝一夕之論二あらず候」と述べ平田一門に属する人々の行動を批判している。下総出身の国学者伊能頼則はこの黄泉国論争について、平田派の解釈に近い立場に立ちながらも党派的な行動をとる平田派に批判的な立場をとるとされるが(桂島)、西川の述べ「一家の学風を主張」という平田派への批判も伊能の批判とかなり近いものではないかと思われる。思想史的な検討は別途必要ではあるが、平田派の「党派」的な動きに対してはかなりの反発があつたことが伺える。西川にとっては、「一家」の学説に拘泥することよりも、「国家」のために何をすべきかが重要であつた。この年の一〇月には西川は長崎へと派遣され対キリスト教対策にあたる。彼にとり優先されるべきものは、「一家」の学説をめぐる対立よりも、長崎でのキリスト教対策であつたのである。ちなみに、附属史料館に残る西川の日記によると、長崎にいく途中に郷里の近江八幡をおとすれ、さらに大津にたちよるが、その大津の西川の宿に京都にいた平田派一門が訪問し、そこで暴言を浴びせられたと記している。おそらく、西川と平田派一門との決定的な乖離はこの明治三年の「黄泉国論争」が原因と思われる。

書状では、献本の話が記されているが、明治三年の八月二〇日、西川は書物を朝廷に献上している(小林)。この時西川は献本する書物を江戸で購入したようだが、資金の一部を近江商人の出店から一時借用している。近江商人らが西川の活動を金銭面で支えていたことが伺え興味深い。書状の最後では長崎における宣教活動について述べている。「追々教官御差遣二相成」とあり、西川自身この年の一〇月に長崎に派遣されることになるが、長崎での活動に大きな関心を寄せていたことが伺える。

書状の後半は大国（野々口）隆正への高い評価から始まる。ちなみに吉輔の残した日記によると、この年の九月二十九日に長崎への出張を命じられ、大国隆正とも連絡をとった気配がある。この書状の中では、「真ノ活眼ト普通凡庸ノ狭見ト八大ニ齟齬也」とあり、大国が「真」で、平田連が「狭」とされている。しかし、平田延胤は、自分の主張を理解していると述べており、平田父子との関係は必ずしも冷え切っていないかっただと思われる。このあたりの事情については、今後平田神社文書との照合と分析を行うことにより明らかになるであろう。また、書状中には「伯殿僕ヲ大見込ミ、万事御依頼ニ八困りもの也」とある。この「伯殿」は白川資訓のことである。西川の書状にはしばしばこの白川家の問題について記述されているが、この問題については次回以降とりあげることにする。

書状 明治三年九月（吉輔直筆三二 通番六八一）

後欠のため宛名・年記を欠くが、長崎派遣の話が述べられている。書状には「十月上旬二横浜出帆」とあるが、附属史料館に残る西川の日記によると明治三年一月十九日に横浜を出航して二日に神戸に到着している点、公家の富小路の名前が見える点などから、明治三年と年代比定した。「昨廿五日御内意有之」とあるが、この年の九月二十九日に神祇官から長崎行きを命じられており（小林）、おそらくこの書状は内々に長崎派遣の連絡があった九月二十五日直後に執筆されたのであろう。

さて、この書状の記述によると、「老体ながら遊歴候へハ是非一度可罷越兼而心願二候得共」とあり、機会があれば現地で宣教活動に従事する思いを抱いていたようである。しかし書状中にも「豈斗老僕二撰定ニ相成候」、「折入而御断申上置候得共」といった記述があるように年齢

的な問題などから、自分にその機会がまわってこようとは西川自身も思っていないかっただとしている。しかし、西川の辞退は受け入れられることなく、長崎への派遣が決定される。この後、西川は閏一〇月八日に大坂天保山を出航し、一日に下関に到着、一五日に下関から小倉に渡り、途中博多・太宰府・諫早などを經由して閏一〇月二〇日に長崎に到着している。

（主要参考文献）

- 西川太治朗編『西川吉輔』（近江新報社、一九〇四年）
 小林正彰『西川吉輔』（一九七一年）
 江頭恒治『近江商人の変種・西川吉輔』（彦根論叢 一一三・一一四号、一九六五年）
 西川吉輔家文書「見聞雑記」（学芸一一五、滋賀大学経済学部附属史料館）
 「西川吉輔文書目録」（『滋賀大学経済学部附属史料館所蔵資料目録』第二〇集、『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』第二二号、一九七九年）
 小樽市博物館「西川家文書目録」（『小樽市博物館所蔵目録』第六集、一九八四年）
 上田萬年・芳賀矢一校閲『国学者伝記集成』続巻（復刻版 名著刊行会、一九七二年）
 藤井貞文「宣教使の長崎開講」（『国史学』第四四号、一九四二年）、藤井年）
 「明治政府の長崎県布教」（『國學院雜誌』第四八巻二二号、一九四二年）
 日本史籍協会叢書『中山忠能履歴資料』九（東京大学出版会、一九三四年）
 大久保利謙『明治維新と教育』（吉川弘文館、一九八七年）
 大須賀初夫『皇学所と東三河』（『愛知大学総合郷土研究紀要』二四号、一九七九年）
 東京大学百年史編纂委員会編『東京大学百年史』通史編一（第一法規出版社、一九八四年）

日本近代思想大系五『宗教と国家』（岩波書店、一九八八年）

宮地正人 「廃藩置県のプロセスと維新政府の崩壊と藩閥権力の成立」（坂野潤治、宮地正人編『日本近代史における転換期の研究』山川出版、一九八五年）、宮地 「幕末平田国学と政治情報」（『日本の近世』一八巻、中央公論社、一九九四年）、宮地 「風説留から見た幕末社会の特質 公論的世界の端緒的形成」（『思想』八三一、一九九三年）、宮地 『幕末維新期の文化と情報』（名著刊行会、一九九四年）、宮地 『幕末維新期の社会的政治史研究』（岩波書店、一九九九年）、宮地 「幕末彦根藩の政治過程」（佐々木克編『幕末維新の彦根藩』サンブライズ出版、二〇〇一年）。

武知正晃 「西川吉輔の海外情報収集とその認識」（衣笠安喜編『近世思想史研究の現在』思文閣出版、一九九五年）、武知 「幕末風聞の世界と歴史の表象」（『江戸の思想』第八号、ペリカン社、一九九七年）、武知 「供御人をめぐる歴史記述—近江国蒲生郡奥島庄郁子供御人をめぐって—」（『立命館文学』第五六〇号、一九九九年）、武知 「天皇巡幸と『陵墓』の確定—弘文天皇陵の確定を素材として—」（鈴木良・高木博志編『文化財と近代日本』山川出版二〇〇二年）、武知 「明治初年の長崎における大教宣布運動について—西川吉輔日記の分析から—」（『日本思想史研究会会報』第二〇号、二〇〇三年）

高橋陽一 「維新期の国学における共通教化の析出」（『日本の教育史学・教育史学会紀要』三四号、一九九一年）、高橋 「大教院の教化基準 教典訓法章程と教書編輯条例を中心に」（『明治聖徳記念学会紀要』復刻第5号、一九九一年）

桂島宣弘 「明治初年の国学者の神秩序構想」（初出、馬原鉄男・岩井忠熊編『天皇制国家の統合と支配』文理閣、一九九二年、後に桂島『思想史の十九世紀』ペリカン社、一九九九年に再録）

阪本是丸 『明治維新と国学者』（大明堂、一九九三年）
羽賀祥二 『明治維新と宗教』（筑摩書房、一九九四年）
國學院大學日本文化研究所編『國學院黎明期の群像』（永和印刷、一九九九年）

井上優 「史料翻刻 西川吉輔書簡（一）」（『栗東歴史民俗博物館紀要』第六

号、二〇〇〇年）

山本順也 「史料翻刻 西川吉輔書簡（二）」（『栗東歴史民俗博物館紀要』第八号、二〇〇二年）

『新修彦根市史』第八巻 資料編近代一（彦根市、二〇〇一年）

『近江商人と北前船』（サンブライズ出版、二〇〇一年）

近世社家文書研究会、相馬地方における平田鏡胤書簡 解題と翻刻

（『國學院大學日本文化研究所紀要』第八九号、二〇〇二年三月）

近世近代の神道家・国学者の基礎的研究プロジェクト「相馬地方における

平田鏡胤書簡（一）」（『國學院大學日本文化研究所紀要』第九〇

号・九一号、二〇〇二年九月・二〇〇三年三月）

田崎哲郎編著 愛知大学総合郷土研究所研究叢書16『三河地方知識人史料』

（岩田書院、二〇〇三年）

国立歴史民俗博物館『明治維新と平田国学』（財団法人歴史民俗博物館振興

会、二〇〇四年）

宮地正人編『国立歴史民俗博物館研究報告二二二集 平田国学の再検討

（一）』（大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博物館、二〇〇五年）

*なお、「西川家文書」の閲覧については滋賀県立大学附属図書館、「西川吉輔家文書」の閲覧には滋賀大学経済学部附属史料館のお世話になりました。

史料翻刻

（翻刻凡例）

一、翻刻にあたっては、原本の記載体裁を可能な限り再現したが、漢字は原則として常用漢字に改めた。変体仮名などは原則として改めたが、「ろ」「而」「者」などはそのまま残した。

二、解説の便宜を考慮し、適宜読点「、」、並列点「・」を付した。
 三、破損・虫損などで判読不能の文字については、文字数のわかる場合はで表記し、文字数の判明しない場合は「」で示した。また、読みに疑問がある場合は（カ）と記した。
 四、（ ）内は、滋賀県立大学が作成した文書目録の番号を示す。吉輔直筆とあるのは分類番号で、通番とあるのは通し番号をさす。

書状 明治二年二月一五日付（吉輔直筆二二二 通番七六二）

はる帰国二付一書ヲ呈申候、然八
 権兵衛君ヨリよしへ相渡置申候金子
 之儀、八幡へ差下し候様被仰越、妻へ
 申附置申候、妹の身分不相当二不相成
 様、能ク御申附ケ可然候、兄の事故
 聊無憚御折檻頼入候、

一、権兵衛君むこ人之儀、延引大ニ掛念
 二罷在候處、宅も営繕少し出来、且又
 庭もあれ不申内、むこ入ヲ被成下度
 頼入申候、大略諸入用極質麿二
 致し、廿五兩歟廿兩位にて引足候様
 御取斗可被下候、御預ケ之内ニ而御遣
 被下度事也、甚五郎殿も東下無之
 内と一入頼申候、三月中旬比ニ而
 八いかが、姉様唯七へも御談し可被下候

兩人也
 各様へ別段頼三遣申候

一、我等事外重役衆急御用召ニ付
 今般々東下、残り平田老人と拙兩人
 本官殿急ニ東下も難斗、何分
 辞職ヲ致し東下ヲ可致心得ニ而
 考中ニ御座候、此事八内密ニ候也、
 一、去月五日泉涌寺へ怪賊押入、御紋
 付ノ幕式百張卜力提燈類不残
 取去り申候、河内一揆和州も同様、
 大坂兵部省ヨリ出兵也、

一、朝鮮弥独立、我羅斯ノ後
 詰ニ而仏国ト大合戦相始り申候、
 皇国へ我ト仏ヨリ援兵ヲ乞申候
 結局如何、西国筋も動揺ノ様子
 此末いかが、京地も人心不穩大小ノ
 巡察不残東行、野呂・伊庭も十七日
 出立ニ在之、まつ八前条必要の事件
 御考宜頼入申候、以上

二月十五日 吉介

吉武殿へ

書状 明治二年六月一六日付（吉輔直筆二七五 通番八二五）

御手紙早着致被見候、関東辺八入梅以来
 一日も快晴無之、日々陰矇タル御天氣而已

ならず、殊之外冷氣帷子八いまだ着用

不致候、先以御家内御安健有之度、於我等無恙

在勤、此頃八御近習の公卿へ平田家素読本

句読ヲ授ケ且会講致候、御近習ヨリ直二

上へ言上可致段被仰附、朝六ツ半時ヨリ參

朝、午後二及退出甚以繁勤、併ながら

玉座へ八間近く吉介ノ鈍声ヲ

叡聞二達候由、近習方被仰聞候、近習方ト八

三条西大納言殿・醍醐大納言殿・堀川三位殿・高辻

三位殿・三条西少將殿・富小路右京大夫殿・長谷少納言殿・

東園侍從殿・裏松中務權少輔殿・入江大夫殿

右十人之方々二候、いつれも御低頭ニて、先生宜ク御頼ミ

申ト斗リ被仰聞、実以恐入候次第、十分二右之方々へ

説得仕候へ者、速二

上へ言上、西川ガ如斯申マシタ杯ト一々被仰上候由、

上も又種々御尋有之候也、実二無冥加事也

一、今十五日出勤講義相濟候處、御水菓子ヲ從

上拝領、日々ノ出仕大儀ニ被思召候由也、

叡慮ノ御菓子二付乍遠路進上致申候、大杉町

つる、^(符)姉君・其許さち・幸代へ一ツツツ進上

致申候、併遠方風味相損候歟八真平御メン

一、東京左シテ相変候事八無之、唯西洋一或ノ世界

二而、実二悲嘆之外無之候、去ながら又本学ノ盛ナル

コト実二奇妙也、禁中八平田素読本蔓延、

何レノ局ニテモ散在アリ、諸儒先生モ諸藩モ

一時二眼ガサメ申候、追々諸藩ヨリ入門有之、

此十一日仙台ヨリ使者参リ神教寮創建二付

テ八、家来之者四人撰拳委任二付上京申附

入門、向後御教諭ヲ受ケ申度由仙台候ノ

口上也、何分蔵板ノ書物拂底ニテ八こまり入

申候、十箇ノ荷物凡千両余ノ由、漸三ケ日内ヨリ

無之候、御遠察可被下候、全ク外夷切迫致シ不

申八、カク迄開ケ申間敷と蜜二申居候事二候、

老師月二六ケ度侍講 玉座ヨリ凡一間

半余之由、御丁寧之御扱也

一、此頃英国王ノ次男近在王子稻荷

滞在近々參 朝之由、此男八国事二八閑

係不致地球上見物之由

一、此頃八公議所之議論洋氣退キ、大和魂

斗リ二相成申候、聞ニ参り候而も大二快キ由也

一、多賀も大变革渋谷老僕存意通り二

相成申候、復飾別当百俵大神主六十俵

惣社家三十俵二相成、互同列之取扱二候也

徳川以後之愉快也

一、学校いまた御規則相立不申何レ

歸京八秋二も相成可申候歟、

一、幸代八追々肥立候歟、随分大切ニ手

あらく怪我のなき様ニ御育可被成候、

早ク顔力見度候也、以上

六月十六日 父

八十二郎殿
さち 殿
幸代 殿

書状 明治二年七月三日付（吉輔直筆一八〇 通番八三〇）

御当地之振合、土用入前後ヨリ大抵

雨天或八曇氣、矇々一日も暑氣難

堪と申儀八無之候、御再幸之儀者

神慮二相叶不申歟なと風説も有之、

何事も頓と相運不申、唯々勤仕之外

他事無之、八・九月頃二も到候八八、帰京之

期二も到可申歟目的附不申候

一、洗米八第一幸代二御いたただかセ可

被下候、此度ノ神饌八甚以太切二御座候、

西洋世界中二も唯々神祇道八追日

盛大二御座候、第一等之不思議二御座候、

英国王子来七・八日比支那上海出帆、

中旬比御浜殿へ来舶可仕候、御対偶

之次第二付、有志憤怒動揺可致歟も

難斗、国躰追々衰弱何分長大息ノ限二候

一、去六月下旬越後三条二有之候官庫之

器械並弾丸・火薬拵地焼失、右者自火

と申事二有之候得共、全会仙杉幕等之

脱賊之所業と申事二候、右等之流賊

愚民ヲ煽動シ朝廷ヲ貶斥動モスレハ、

農兵ヲ募リ一挙二も可及由、新潟へも放

火可致處、鎮火致シ別条無之由、人心大ニ

動揺致申候、朝鮮も弥独立自立の国ト

相成候由、支那も有志輩義拳、英仏ヲ

相手ニ合戦之由承り申候、於

皇国何卒攘夷之本位相違候様之

機会到来可致様祈居申候

一、此頃ニ大ニ学校之規則相立、不遠御用

濟二も相成可申歟、唯々御沙汰有之、明

四日朝五日二八大集議ニ相成申候、善悪

相半シ何共相分り不申候、乍然諸官之

規則大ニ变革中古八省之御規則ニ

相成申候、守・介・丞・豫・属ト相成申候、可否

いかか御座候哉、不相分申候、

右之段得責意度、何分日勤老来疲勞、

雨中殊ニ難渋二罷在申候得共、大丈夫

暑中八無恙相 申候、土用入前後

雨天続、此頃止雨御祈氷川神社

日枝神社・神田神社へ被仰附申候、以上

七月朔日雨二日雨

三日少晴 雨 吉介

八十二郎殿

書状 明治二年七月六日付（吉輔直筆一八一 通番八三一）

渋谷氏御帰幡二付呈一書候、残暑猛烈候得共、弥御安健老僕無事御放

念可被下候、然八無恙日勤罷在候得共、晴雨共路遠且難渋、此而已迷惑致居申候、

御学校之事此両三日ヨリ御取調相始り、不日御成功ト相成申候歟、何分帰西之念願相止ミ不申、弥帰西御規則立替候

上八、速二辞表ヲ奉リ可申候と相示シ罷在申候一、英国王子此頃横浜へ上陸、引統御浜

御殿へ来人可致、其上紅葉山へ罷出可申候由、追々御達も有之、於皇国者親王御同様

之御対遇と被仰出て有之候得共、夫二而者相済申間敷、主上御同等之御取扱

之由伝承、依之有志輩追々待詔局へ

上書献言も有之、平穩二八参り兼可申歟、英国王子と申二八候得共、内実王之様子、軍艦も凡

六十艘余も引連レ参り居、横浜湊湊之外船百八十二艘斗り有之、開港以来未曾有之

事と承申候、情案スル二飽迄魂夷二恥辱ヲ受ケ跋扈セラレ候と八いへ共、いまた一戦二も不及

弥以渠力強弱八相識不申、唯虚喝二のミ打驚罷在候へ共、矢張是も十分之怒憤ヲ発セシムル

神慮歟共存シ被申候、兎二も角二も功成名遂身退候八、天道ナリト申古言、実二一

史料紹介 西川吉輔直筆書状の翻刻と紹介(第一回)

相成候程、草莽有志之人々二八、誹謗ヲ受ケ

何共無致方もの二有之、実二葛巾・野服と決心罷在候、然八八月上旬頃二八御用も相済可申

歟と、愚察致居候、帰洛之上中就く可致面談候、家業第一学問深ク八

いらぬもの也、唯々皇国固有惟一之道ヲ尊奉致、閑暇あらバ一人タリ共

本末を相弁可申、国力ヲ深ク致し候ヨリ外多言一切無之候、以上

七夕前一日 吉介

吉武との

さちとの
幸代との

書状 明治二年九月二三日付(吉輔直筆二〇通番八六〇番)

信州浅間山鳴動之處、天明度之大変再来

之前兆歟と、近辺之村々老人病者幼生輩

手寄之方角へ為立退、大略覚悟戦慄之處、此頃絶頂之烟次第二相増シ頻

土砂を吹出し候二付、両三日前弾正台官人

彼地へ立越実檢之由、いまだ為差風説も無之安堵罷在、此上平安を祈居候、
大学校別当春嶽殿存外之国学熟習二而、

老師出頭之砌座右へ被呼寄、頻ニ質問之

ケ糸親聞之處、実ニ諸藩主之内松前之故主

ヲ除ケ候而ハ、外ニ有間敷被存候程ニ有之、人八案

外なる者歟と同列驚人候事度々也、乍然

老狐狸油断八決而不相成ト申居候、去ル

四日御用品ニ付參 朝之處、於宮内省万里

小路殿・東園殿御立合、段々精勤之段被仰聞、

呉服料ト真綿ヲ給り、早々上京尚又尽力可致旨

被仰渡候 真綿ハ幸代殿へ第一ニ配分積り、此冬着用品ニ、御用ひニ被成様ト存申候

右之次第御当地十分之首尾、八・九日頃ニハ

是非出足ト上下支度罷在候處、八日俄ニ

大学校之事件ニ付大議論差起り、いつ出立共

難決候、乍然大道ニ關係之事件、此儀ハ

一命ヲ捨候而モ尽力艱難ハ可致覚悟ニ候、

此方八別当殿ヲ始秋月・仙石之二藩大小丞を始

老師其余ノ古学一統ト漢学トノ論也、勝

敗ハいかが任 神慮候外なし

一、イタリヤ人昨十二日參朝、何之風聞モ無之

何と其時刻大豪風雨也

一、唐太応接大全権外務大丞丸山作樂

六千余人ヲ引率シ、去ル九日発足神奈川

ヨリ乗込箱館へ罷越シ候積、途中迄見送ルコト

大愉快、不遠何歟可差起是又任時運候

一、我等於東京追々御拔擢昇進之次第、

同地ニモ西京ニモ嫉妬ノ輩多ク有之、偕々

人心と申ものハ無是非もの也、上京之上ハ速ニ

強而辭職可仕覚悟ニ罷在候、存外

嫉妬心ノ夥敷ものにて、彼ニ付是ニ付

被羨儲々こり絶申候、致仕致候へハ

世外之佳堺二月日ヲ送り天命ヲ終リ

懈怠ニ打過候、祖先之御靈祭モ乍延

引相勤、第一讚州へ御侘ニ參詣

モ寛ニ相成候へ共、何勤仕之身分にて八少モ

相成不申候、来年ハ罷下り是迄欠典

之靈祭・仏事も相嘗申度候、以上

九月十三日 吉介

八十二郎殿

さち殿

幸代殿

書状 明治二年（吉輔直筆三二〇 通番九六〇）

唯今承り候所、昨世日信州浅間山へノ勅使

北小路殿ノ御話ニ、去日浅間山ノ麓輕井

沢ニ着、一泊ノ夜ヨリ山ノ鳴動忽然

ト相止ミ遠近ノ万民感服、是全ク

天朝御尊崇ノ叡慮ヲ彼大神御感応

ノ由ト大ニ難有ガリ候由也、

佐渡県大參事吉介知己足立氏ノ話、去ル

卯年迄ハ佐渡ノ金坑大衰微、最早

廢山二モ可相成二付、奉行モ被止候由之所、
 豈斗去年春以來再ヒ若山ト相成出金
 弥増、先ツ三百年位堀通シ候共、聊以
 老山二八相成候様不相見トノ事、此二事
 フ以テ
 昇平ノ御世ヲ奉賀ヘキ事也

天朝ノ事ヲ種々誹謗致シ候ヘ共、
 去年ノ春ト八方今イツレカ復古
 ノ様ナルヤト存申候、是等八月給
 トリノ論ト笑ハレ候カモ難事

書状 明治二年二月一〇日付（吉輔直筆二七三 通番九三三）

口上

無滞去廿九日歸邸御安心可被下候、
 立寄之節者種々御取扱方端
 御念入之次第深謝申候、大杉町へモ
 可然御伝声可然候
 一、金札三百両也、
 今般差下シ申候、御預リ可被下候、
 右者来春下向迄八入用無之二付
 御遣ひ可被下候
 一、幸代へ
 天朝ヨリ拝領之真綿沓包
 相譲リ申候、早速御用ひ可被下候

一、御約束之ケツト大ニ延引ニ相成
 間ニ合兼可申と恐入申候、乍廢末
 進上致申候、

一、畳表替丈ケ八冬分ニ被成、庭廻リ之
 修補八老僕下向之上ニ而可然事

一、帰宅後所勞を申立出勤不致
 候處、病体如何様ニモ取繕ひ不苦旨
 を以參 朝被仰附候ヘ共、達而御断
 申上候、来人如山大ニ迷惑致申候
 一、去ル三日岡崎薦野邸へ引越シ
 申シ、以後御便り之節

岡崎薦野御屋鋪

西川正七位殿

右之通御認メ有之度候事

一、八幡其外への土産もの八、来春二繰
 延申度御断被仰入度事、
 右之通得實意度大取込中
 要文のミ申入候、以上

外ニ三百金程モ当時不用

之金子有之候得共、いまだ

大蔵省ヨリ渡リ不申候二付、後日

差下し可申候、当分御預リ

置申候、月末ニモ可相成歟

十二月十日 少博士

八十二郎殿

さち殿

書狀 明治二年二月二十五日付（吉輔直筆四一 通番六九二）

御登りも可有之歟と心待二候處、もはや
 及月迫来春の事と相楽ニ罷在候、然ル處
 殊ニ寄候八八、四日比ヨリ一寸為休息下向可
 致も難斗御心得置申候、無屹度頼申候
 一、於東京学校御開キ、矢野茂太郎
 即刻出張相勤候様被仰附、甲州
 府中ニ於而学校御開キ、権田直介
 学頭ニ被仰年内出立、信州伊
 奈県ニ御開キ、市川日向へ被仰附、同国
 諏訪侯も開校、飯田守人
 皇学所句読師之處、同侯ヨリ半月
 程拝借早追二而下向、長崎増大盛り
 却而 御本山八閑ノ如ク二候得共、是も内々
 発陽之気相顕レ、行末相頼母敷是又
 御安心可被下候
 一、家内取締方、何分宜敷御取斗
 可被成、多七もいかが灰をのつせと
 申附置候處、今に参り不申いかが候哉
 此段御尋申上候、以上

一二月廿五日 吉介

吉武殿

書狀 明治二年二月二十八日付（吉輔直筆二八七 通番九三七）

歳末多用略書、然八其許殿実印
 東京ニテ為刻進上致申候、来春願始又ニ
 惣年寄へ御届ケ以後公用始用共ニ
 御用ヒ可被成候、江戸^{刻主}一ノ名人也
 一、衣服一歳末之祝儀として幸代へ
 進申候、貴度御きせ可被下候
 一、拙官 御願濟二而来春四日発足、
 同日大津五日辻村二一泊、六日二八必
 帰幡可致、出向ヒ等耆人も大無用也、尤
 御時節二付極人少差行二而出掛ケ申候、
 一、昨廿七日夕両掛ケ飛脚便二差下し
 申候、其許御預リ可被下候
 一、御靈院無損到来いろいる御手数
 辱存申候、来春向後可申入候也、以上
 東西大学校大議論大合戦
 元日出立ノ義兵一隊東下也、
 皇学浮沈此一拳ニアリ、此外
 種々珍事大出来也、穴賢
 老官下向候共、取扱八家内同様

是迄の通り少も手配八御無用二候
実二可恐縮御時節二候也

八十二郎殿

吉介

外二 もの有之

十二月廿八日

書状 明治三年三月五日付（吉輔直筆二三〇 通番七八〇番）

御待病者如何被為在哉、御損生干

一之御事と相 奉祈候也

啓上仕候時分春暖相賀候處、先以

御安健御勤職之御趣伝承

奉賀候、老僕無恙罷在、乍憚

御降心可被下候、楮永々御応命ヲ

蒙り乍不及勤仕罷在候處、左右持

病差起り、春來勢州菰野温泉へ

罷越湯治仕候へ共、全快不仕徒二

養生罷在候ても無冥加儀二付、今般

俸辞表免職ヲ願申候、不相替蒙

御応命度奉希候

一、西京之時勢貧民之情態実二

不堪見聞次第、追刻衰微最寂

八不及申、貧民飢餓二不忍変死

不違枚拳、春來明千家二千七百余ト

申事、此頃八長脱人士兵庫・奈良二而

御召捕之残徒西京潜伏卜力二テ、洛

中外大探索嚴密、時々刻々小学

校へ出役商人共登京迄不殘苛ナル

御吟味、浪花八殊更二御座候、商士寄宿モ

二派二相分レ大六ヶ敷事之由、幕倒之時ノ

如クト申人有之、二条城外御土居ノ数

破損

無之テ八と申俗論満々いかが御座候哉、

大坂高麗橋も弥鉄造二御取掛リ二相成、

暑寒八いかが却而不便利と申候俗論モ

有之、何分物価登賣此行末八いかが

と案候得者起居不安、去冬下岡

崎へ菰野邸へ引越、唯今節儉而已、

飢饉不遠と申一老人ノ考ヲ聞、尚

更諸事質麁人数ヲ減シ恐縮罷

在候、乍然窓外二日枝・如意両峰

黒谷・真如・花頂之花追日相始り申候、

実二山境二御座候、来人も十二七八八

相断り面会ヲ辞シ申候

一、御内政君御無事二被為在候哉、在

西京中御応命ヲ蒙り候、愚娘も去月

廿九日八幡親族の方へ相続二参り、

厄介神ヲ追仏拙（破損） 山神二柱而已、

依之節候も弥際立申候、宜御伝
声御俣被仰上度候

一、免職之上八中山公子ヲ同伴御本
殿へ御返シ可申上積リ、追々御学事も
御進、何分活物之御預リもの八心配斗リ、
右二付不遠見送旁東行之積、何卒
其節八漸時食客ヲ願度旁以言上
仕置申候、宜御承知可然申候
一、当地へも南京之大豆・米陸續運入
勸商而已勸農絶而承り不申、彼外
来之豆・米二而国民ノ食料八引足り
候トノ御見込歟と申迂遠論も在之、乍
恐商社卜力商法卜力申事八西国辺ニテ八
諸人服従不致候、詰局如何為心得
高案ヲ乞フ

一、元巢内大学当時軍曹大村関
係之人々ノ首級ヲ埋葬嘆願之
所、別紙之通御沙汰也、横井関係ノ
諸人住所ニ而謹慎之處、京府へ被召
其場ヨリ突然下坂、蒸船ニ而東行
可憐之限二候也、中氏・塩川・金本八
不及申也、前件之次第余八御想像
被下度也、当節所勞中ニ乱筆前後
錯紛伏而御推覧ヲ乞、穴賢

三月初五

吉介

外務大丞閣下

書状 明治三年三月一〇日付（吉輔直筆二三一 通番七八二）

山屋主人帰国ニ侘シ一筆を以得
貴意候、御安健めてたく奉賀候、
弥之屋智入之事、今日一便ニ而
承知候、何分先方之都合ニ任セ候外
不可有之候、当月未歟来月ニても
可然可相成候、西谷も一緒ニ御取行
有之度候

一、山本云云承行安心併し少々増
様も有之、少々延引ニ及可申候歟、何分
臨機応変御取斗頼入申候

一、吉介事松丸殿一件東京ヨリ御内
意一位殿ヨリ也有之、同伴東行可致ニ
付て八出勤致居候て八、迎も難被行候二付
先達ヨリ辞表差出シ候へ共、一度八被呵
二応八御利害も有之、爰元ニて八御取扱
留守官ニても不被下、難有迷惑ニ奉存候、
去ル八日 太政官へ直進達致申候、
不遠免職有之候歟、東京へも種々
内周旋頼ミ遣し申候、左も無之て八
十月比八動力レ不申候、御推參可然候、
中山家督之事も種々様子有之、何分

一位公ヨリ深く御依頼二付不得止事
次第二御座候、

青磁

テツピンカケ (青磁の図)

右八是迄ワれ者所持之品々有之、文

庫蔵ニ入レ有之、二階ノハシコダンノヒラキ歟

いまた御座候八バ急速かり箱ニ入レ

御登セ可被下候

一、条四郎暇遣シ村田樹一郎と申若者

召抱申候、半治も東行迄八入用ニ

無之候

一、追々世間ひろく相成登用周旋

の店を閉可申候覚悟二付、塾の人も

ヘラシ隠遁三昧と出かけ申候情

態、甚五殿二御聞取可被下候

芭蕉盆いまだ御座候八バ

(葉の図あり)

是も御上し可被下候

右之段頼入申候、以上

西谷引越之始末類 代委ク

御筆記有之度候也

三月十日 吉介

吉武殿

書状 明治三年三月二七日付(吉輔直筆二七 通番七七七)

文屋氏御雜臥と存申候、てるくすり

遣申候、御落手可被下候、

我等事松丸殿本殿御相続之事

件二付、急々東行可致心得二候處、案

外西京詰被仰付、九・十月比迄八込も

東下八不被致、其迄延引罷在候て八、

不都合之次第も相重り候二付、去月

廿三日辞表ヲ差出シ、官位返上免職

ヲ相願候處、今日学校ヨリ御沙汰有之、

願之通被聞食、永々勤勞為

御賞金子ヲ賜リ冥加至極有難

仕合ニ奉存候、右之段御心得向後

名当テ

岡崎菰野邸二而

西川吉輔卜

内

田口永之介二ても

よろしく

為念申入置候、然ル上八来月中旬

此迄ニ支度致し出途之積り、然シナカラ

右東行之事、まつ御秘シ置可申候、左

も無之て八、同伴ヲ被頼候人々沢山ニて

実ニ迷惑致申候、弥日限相定り候へ八、

一寸おしらせ可申候、一向ニ相分り不申候、

山本吉之進も此頃田中老人來人二付、
 同伴二て病氣為養生、一まつ歸
 郷為致候様二工風致申候、追々隨從
 の人多く相成、実二こまり入申候、先八
 右之段為御心得吹聴申入候、以上

尚々幸事字八

中宮様ノ御名ニ差支候二付、佐知

卜御改字可然、幸代も米と断然

御改メ有之度候也、

米

幸代事乳母共登京之筈ニ候處、

此頃八山本一件二付何事も改革

致候二付同人帰郷之上此方ヨリ

案内

致候迄滞幡有之度候也、

三月廿七

吉介

吉武殿

尚々免職之時勤勞為御賞
 賜金之儀者不用意思召と
 申事也

書状 明治三年八月二日付(吉輔直筆五五)

通番七〇五)

愚詠密二姉君御靈前へ

御備被下候

拙老事去月十日ヨリ出頭之所、新参
 之始ヨリ大二人望ヲ得勤能ク罷在不
 遠御沙汰モ可有之、まつ一ヶ月位八何モ
 不致、唯官内隅々迄氣ヲ附ケ呉候様
 トノ伯殿始メ其外重職ノ官員ヨリノ
 内意二付、唯出勤而已ト申所ニ候得共、其
 日ヨリ周旋事相始リ、建白致し候得者、逸々
 御採用ニ相成、誠以本望之至ニ候處、当節
 黄泉国之事ニ付大議論相始リ、右事件
 二付長州渡辺氏と老僕同論、其外
 数人随從有之候所、平田判官殿始メ
 外三・四人不同意之輩有之、昨朔日
 於平田派邸大暴論相發、疎忽之取斗
 有之、依而辭職之表差出候輩数人有之、
 老拙八忌中二付出席不致候得共、余波
 来リ於宅議論最中ニ御座候、時宜ニ
 寄り辞表差出シ帰京可致モ難斗、
 為国家と八乍申無是非残念八不及
 申、宣教方ニ付而も御不都合出来可致歟、
 夫已而心痛嘆息罷在候、判任の事も
 追々申立くれ候輩も有之候得共、判任中ニ
 辭職もなと存申候、右之一件無之候時八、
 何レ来年七・八月迄位八、滞府ニ可相成と
 存居候得共、即今之處何共進退不相

分候、実以遺憾之限二候、何分二七闔国二
 關係致シ候大事件二付、時宜二寄割腹
 致候而も議論八主張致し不申て八博士之
 重任相立不申、大略之處八黄泉国八
 月球と確定候而者、学問上八しらす亜俗二八
 相徴シ不申、地胎の説も相用不申て八相叶
 不申候處、為国家一家の学風を主張
 致し候て八、却而国家の御不為と申相成申候、
 嘆ケ敷奉存候、一朝一夕之論二あらず候、
 六賢

フロイセント仏国ト大戦争、フロイセン
 敗軍船十二艘斗長崎へ遁ケ込候處、
 仏船追イ来り湊内二て一戦と申を
 漸以相断候由、依之臨時ノ急ニ備候
 由二而、長崎・箱館・兵庫・大坂・品川
 新潟等へ突然伐兵被仰付候也、
 桜田ノ彦根邸も弾正台と相成申
 時運歟

八月二日 吉輔

吉武とのへ

書状 明治三年八月一〇日付（吉輔直筆一九一 通番八四一）

以手紙得責意候、秋冷聊相催候
 處先以御安健老僕無恙奉職

罷在御安心可被下候、然者先便新宅
 姉様御下世之次第、具二御申越

愚答致候所、正六を以差遣候二付最早
 御落手と遠察罷在候、則当方二而

別段位牌・魂棚等相設不行届
 二八御座候得共靈祭罷在、本官へ八

忌引届差出シ忌廿日服五十日
 之申立致候、当月十三日迄引籠罷在、
 寛靈魂を慰ミ可申と存居候所、

從弁官御達シ二付去ル八日ヨリ
 忌被差免出仕可仕旨御沙汰二付

同日ヨリ出勤仕候、右様之次第二而、
 実ニ御用多ク不肖之老拙出勤不仕

テ八、御用モ相運不申趣ニと相伺、冥加
 至極難有奉存候、此一事ヲ以御奉

公之模様も一生掛命之所、御遠察
 可被下候、講談など八絶而相係り不申、

唯々御規則筋ニ御召遣ニ相成罷
 在候

一、此度少々憤発之事アリ、官へ
 献本仕度爰元二而買入候所、金子

少々不足二付、山形屋甚五郎殿出店二而、
 百五拾両丈ケ相替二取組申候、右八来ル

廿五日渡シの約束二付、此書状着次

第、態人を以京都へ請取二御遣シ被下
度候、よし方二有之別紙御渡シ

可被下候、右二付而八廿五日二八行届兼可
申歟、両三日も延引致候八八、日歩

二ても御渡シ御断被仰入度、却テ御取斗
頼入申候

一、長崎表宣教使十分二行届尚又
追々教官御差遣二相成申候、外二

種々申入度事も候得共、早出勤速
退出之處来人切レ不申候、実二大ニ

疲致申候、薩州正太郎事件

実ニ落涙之次第、此二而当地之情

態御察シ可被下候、以上

八月十日 吉輔

八十二郎殿

書状 明治三年九月二日付（吉輔直筆二二五 通番八六五）

本月二日之一書今廿二日片桐無事

着二付正ニ落手、兎角御用多略答

御推見之事

一、芳太郎実名之事承知致候、早速相

考撰産土・日枝社之神占二任セ名附

可申、印形之儀も当地二而為彫為祝

儀進上可致存心、此段御通し置可被下候、

附り老母中陰中退夜之事、呉々も

深依頼致申候、可然様御取

斗可然候

一、よし下向之事令承知候、乍然同人へハ

屹度後來之為申附遣候

一、近年稀なる豊稔の事、米価其余

云云之事承り候、兎角奢侈ハ相止二

不申大津県之云云、兎角類例有之

こまり候もの也

一、九日岡崎之事、同時披見六条山本

後室下世の事葬式の事承り候、よし

急病の事依之帰京延引ハ兎も角も

着用もの延着ハ大ニ閉口也

一、野々口云云其外風聞の事承り候、左も

可有之大家の四足ヲ盲目力幾人も

より候而、手足ヲさすり全体ヲ論候ト

同ク、世界の形成万世の後ヲ遠ク広ク

見渡シ候而の真ノ活眼ト普通凡庸

ノ狭見トハ大ニ齟齬也、平田連ヨリ吉介ヲ

斥貶候ハ不容易候、夫ヲハ一小事ヲ掛念シ

テハ大業ハ不成就候也、乍然此頃二到リ

平田判官も大ニ解悟、我等ノ申事大ニ採

用頗ル依頼也

一、去月八日之猛烈風之事、先便二申入

御承引なるへし、然ル處又々去ル

十九日暁之前、十八日夜子刻ヨリ同様
猛風吹起り又一ヶ所邸内ノ長屋顛倒

此度八我等力居住も不遁処と、什器

持出し覚悟ヲ決シ候處、追々穩ニ相成申候

まつ安堵、然し冬分今一度猛風ナラハ

相叶不申候、外宅ニ致度候得共、松丸殿ヲ

連レ不申て八不相成大閉口 伯殿

僕ヲ大見込ミ、万事御依頼ニ八困りもの也、

一、片桐小太郎事改名秀人ト申候、

向後御心得可被下候

一、町人百姓へ苗字御免、御一新の廉々

東京中瓦碎数ノ運上ヲ被取候事ハ、

大ニ嘆ケ敷、神社仏閣共一心ニ關係ス

其外無別条候、以上

九月廿二日

天長八住節小太郎着邸之後

少博士武

吉武とのへ

書状 明治三年九月（吉輔直筆三一 通算六八一）

以官便得貴意候、追日冷氣相増

候得共、御安全之御事と珍重ニ候也、

我等事益無恙奉仕罷存御安心可給候也

然者昨廿五日御内意有之、右者

長崎表耶蘇一件二付、春來

宣教使御發遣ニ相成候處、万瑞御都

合能被為引届候得共、兎角彼国

教師共故障申立、或八遮り等致し

御手障り之儀も有之、今般為

大使富小路殿御出張ニ相成候二付而ハ、

外ニ監事言人副使心得ヲ兼、是

非共御差遣ニ相成候筈之所、其重

任ニ堪候者無之、依之於政府も

御評議之處、豈斗老僕ニ撰定ニ相

成候段被仰聞罷越吳候哉之御尋ニ

二付、老体ながら遊歴候へハ是非一度可罷

越兼而心願ニ候得共、右様 御国体ニ

關係候重大事件之儀八迎も存不寄

旨、折入而御断申上置候得共、いかか候哉も難

斗、左候て八來十月上旬ニ横浜出帆

之御模様、富小路二八七・八日之御休

暇ニ而西京へ御歸リニ相成候二付而ハ、万々一

此上御聞届も無之被仰付候へハ無是非候

二付、兵庫ヨリ帰京八幡・江頭へ一兩泊ニテ

悔旁罷越可申も難斗、此段為心

得申入置候、定不定八聊と相分不申、

大略來十月中旬此歟と存申候、尤

長崎二八一・二ヶ月滞留十二月二八府藩

県宣教使一件二付、是非歸府致し

不申て八不成成申、実二小賤民之分
際不容易大任恐縮ト申、冥加二余り
候と歎申もの也、余八追便二可申入
(後欠)

(本学文学部非常勤講師)